

■ 修士論文要旨

# コーポレート・ガバナンスと内部告発に関する研究

## —従業員によるチェック体制の構築に焦点をあてて—

Whistleblowing and the Corporate Governance  
Construction of Monitoring System by Employees

神奈川大学大学院 経営学研究科  
国際経営専攻 博士前期課程

舟山 宜宏

FUNAYAMA, Takahiro

■ キーワード

コーポレート・ガバナンス/コーポレート・ガバナンス原則/内部告発/内部通報制度/従業員による企業経営のチェック

本論文の目的は、企業不祥事が起こらず高い企業業績をあげられるような健全な企業経営を行うために、如何にして内部告発を制度として構築し、実践していくべきであるのかを検討することである。本論文は、全5章で構成し、各章の内容は以下のようになる。

第1章では「コーポレート・ガバナンスと内部告発制度」と題して、コーポレート・ガバナンスと内部告発に関する研究の意義を明らかにするために、以下の3つを考察した。まず、コーポレート・ガバナンスに関する議論の背景や先行研究をもとに、コーポレート・ガバナンスの目的や定義、体系を考察した。つぎに、内部告発の定義や問題点を明らかにする。そして、コーポレート・ガバナンスと内部告発の関係や今日に至るまでの内部告発制度の構築に向けた展開を検討した。以上を考察することで、コーポレート・ガバナンスと内部告発を研究する意義は、健全な企業経営を行うために、如何にして内部告発を制度として構築し、

実践していくべきであるのかを検討することであると明らかにした。

第2章では「日本の内部告発制度」と題して、日本における内部告発制度の現状と課題を検討するために、以下の3つを考察した。まず、日本で内部告発制度が構築されるに至った背景を明らかにした。つぎに、日本の内部告発者保護法である公益通報者保護法の概要と問題点を検討した。そして、日本では、内部告発制度の構築に関して、どのような動向にあり、今後は如何なる取り組みが求められるのかを明らかにする。以上を考察することで日本の内部告発制度は、現状として、制度の見直しが進められており、今後は、如何にしてより実効性のある制度を構築していくのか検討していく必要があることを明らかにした。

第3章では「世界の内部告発制度」と題して、世界における内部告発制度の構築に向けた取り組みを明らかにするために、以下の3つを考察した。まず、オーストラリア、日本、ニュージーランド、南アフリカ、イギリス、アメリカにおける内部告

発者保護法の概要を検討した。つぎに、国際機関と各国の国内機関では、内部告発制度の構築に向けて、如何なる取り組みがなされているのかを検討した。そして、国際機関と国内機関では、如何なる体系で、内部告発制度の構築に向けて取り組んでいるのかを明らかにした。以上を考察することで、世界における内部告発制度の構築に向けた取り組みから、企業は、従業員が取締役などへ自由に意見できる制度の構築を求められていることを明らかにした。

第4章では「内部告発制度と企業の実践」と題して、企業における内部告発制度の現状と課題を明らかにするために、以下の3つを考察した。まず、内部告発制度を構築している企業を選定し、如何なる制度を構築しているのかを検討した。つぎに、選定した企業の内部告発制度を検討した結果から、内部告発制度の体系を明らかにした。そして、企業が内部告発制度を構築するうえで留意すべき点を論じた。以上を考察することで、内部告発制度は、おおむね、従業員から受けた相談や通報を経営者へ報告し対処する制度として構築され、制度の信頼性や独立性、実効性が問われていることを明らかにした。

第5章では「内部告発制度構築への展望」と題して、第1章から第4章において検討した内容をもとに、如何なる体系で内部告発制度を構築していくべきであるのか明らかにするために、以下の3つを考察した。まず、これまで検討してきた内容から、企業が内部告発制度を構築することの必要性を論じた。つぎに、国際機関や各国の国内機関が策定しているコーポレート・ガバナンス原則では、企業が如何なる内部告発制度を構築するように要請しているのかを検討した。そして、企業が、如何にして、内部告発制度の確立を目指していくべきであるのかを検討した。以上を考察することで、健全な企業経営を行うための一形態として、従業員に、企業経営をチェックする役割を持たせ、経営者に対して自由に発言できるような制度の構築を提示した。